

福岡県公報

平成二十四年八月十四日
第三千四百二十号
増刊
①

目次

再掲

○福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……………

○福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課) ……………

再掲

福岡県公告式条例 (昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第十三号

本庁
出先機関

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年八月三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県臨時職員規程 (昭和三十五年七月福岡県訓令第三十九号) の一部を次のように改正する。

別表中

職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

必要と認められる期間

を

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県教育委員会公告式規則 (昭和二十八年福岡県教育委員会規則第十条) 第四条において準用する同規則第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県教育委員会訓令第四号

本庁
出先機関

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年八月三日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会臨時職員規程 (昭和四十二年十二月福岡県教育委員会訓令第四号) の一部を次のように改正する。

別表中

職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

必要と認められる期間

を

職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

必要と認められる期間

に改める。

職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

必要と認められる期間

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。